

## 企業等が行う製品開発や改良、販路拡大を応援します

町内に事業所を有する企業等が行う、新製品開発や販路拡大、既存製品の改良などを行う事業に要する経費のうち、町長が認める額の50%（上限150万円）を補助金として交付します。

### 対象者

申請時点で1年以上事業活動の実績があり、以下（1）、（2）に該当する事業者

- （1）町内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体
- （2）町税の全税目について滞納がないこと

### 補助対象事業及び補助対象経費

本町産業の先駆的な取組、かつ事業期間終了後も継続的に町内で展開されるものであり、以下（1）～（3）のいずれかに該当する事業

補助対象事業	補助対象経費
（1）新製品及び試作品開発事業	直接人件費（専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費全額の3分の2以内）、原材料費、機械装置リース費、工具器具費、外注加工費、技術指導費、機械購入費、試験依頼費、広告宣伝費、その他町長が特に必要と認める経費
（2）他企業との差別化による競争力の強化を図り、産業振興や地域経済の活性化につながると認められる事業	
（3）新製品等販路開拓促進事業	旅費、出展料、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、通信運搬費、印刷製本費、通訳報酬費、その他町長が特に必要と認める経費

### 認定要件

- （1）事業申請時点で、事業化の見通しがあること。
- （2）事業化により、経営の向上が見込まれること。
- （3）事業計画（目的、内容、期間、目標等）が明確であること。
- （4）資金計画に確実性があること。
- （5）町内への波及効果（雇用等）が見込まれること。
- （6）助成する事業として、社会通念上、適当と認められること。
- （7）過去に同一事業で助成を受けたことがないこと。

### 募集企業数

3社（3社以上から募集があった場合は審査を行います）

### 募集期間

平成30年5月1日（火）～平成30年5月31日（木）

### 申込方法等

平成30年度の五戸町ものづくり事業費補助金交付要綱をご確認のうえ、申請書等を提出してください。要綱及び様式等はホームページからダウンロード出来ます。

### 申請書受付先・お問合せ先

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古館21-1

五戸町役場 総合政策課 「ものづくり事業費補助金」担当者 あて

電話：0178-62-2111（内線223）

FAX：0178-62-6317

Eメール：tomohiro\_nakamura@town.gonohe.aomori.jp